

議員案第1号

佐野市議会会議規則の改正について

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則を次のように定めます。

平成31年2月22日提出

提出者	佐野市議会議員	川	嶋	嘉	一
賛成者	佐野市議会議員	田	所	良	夫
	〃	岡	村	恵	子
	〃	篠	原	一	世
	〃	木	村	久	雄
	〃	久	保	貴	洋
	〃	慶	野	常	夫

佐野市議会会議規則の一部を改正する規則

佐野市議会会議規則（平成17年佐野市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第61条第2項中「質問者の選択により、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかの方式で行うものとする」を「一問一答方式により行う」に改め、同条中第3項を削り、第4項を第3項とする。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

理 由

一般質問の方法を一問一答方式に限るため本規則を改正したいので提案するものです。

議員案第1号参考資料

佐野市議会会議規則の改正案 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(一般質問)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 前項の規定による質問は、<u>質問者の選択により、一問一答方式又は一括質問一括答弁方式のいずれかの方式で行うものとする。</u></p> <p>3 <u>一括質問一括答弁方式による質問は、同一議員につき、同一議題について5回を超え</u> <u>ることができない。ただし、特に議長の許可を得たときは、この限りでない。</u></p> <p>4 (略)</p>	<p>(一般質問)</p> <p>第61条 (略)</p> <p>2 前項の規定による質問は、<u>一問一答方式により行う。</u></p> <p>3 (略)</p>